

選択的夫婦別姓制度のあり方についての国会審議を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。年代別に見ると、多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼる。また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁した。

これほどまで世論の強い関心事であり、世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在わが国では夫婦がそれぞれの姓を名乗り続けることが許されていない。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度の早急なる改正が必要と考える。

夫婦同姓は「日本の伝統」ではなく、1876年日本で初めて夫婦の姓のあり方が規定された民法において、武家の慣習に倣い「夫婦別氏（姓）」と定められた。ところが1898年、明治政府は非常に差別的な家父長制の「家制度」のもとで「夫婦同氏（姓）」を制定した。しかしこの家制度は戦後まもなく廃止され、婚姻は「家に入るもの」ではなく「両性の合意のみに基づいて成立するもの」と再定義された。その後1970年代から約40年にわたり、選択的夫婦別姓の導入が議論されてきた歴史がある。1996年2月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされたが、一部議員の強硬な反対から法改正に至っていない。

「慣習」という名の社会的圧力により、改姓するのは96%が女性という圧倒的な不均等が続いている点について、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、2003年、2009年、2016年と繰り返し民法改正を勧告しているが、政府はこれに沿わない姿勢をとり続けている。過去に法律で夫婦同姓を義務づけていた国は、明治政府が民法策定のために参考にしたドイツをはじめ数国あったが、この120年の間に男女同権の見地から次々と法改正し、ついに日本だけが取り残されてい

るのが現状である。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と述べた。しかし3年経過した現在も、依然として国会審議は進んでいない。

このような状況に一石を投じるため、2018年1月、婚姻で妻姓に改姓したIT企業社長らが、強制的夫婦同姓による社会的不利益を訴えた訴訟を提起した。当該訴訟を含め、2018年においては全4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴された。そのすべてで男性が原告に含まれていることから、選択的夫婦別姓の導入は、男女双方の利益に適うものであることが明らかである。また夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもない。

根拠のない「夫婦別姓は家族の一体感を損なう」という反対論も聞かれるが、日本以外に夫婦同姓を強制している国はなく、日本人と外国人との国際結婚でも夫婦別姓は認められている。また家族間で姓が違うことに由来する社会問題が各国で起きているという報告は確認されていない。冒頭の内閣府世論調査にも「家族の名字（姓）が違っても一体感（きずな）に影響がないと思う」と答えた国民は64.3%にのぼり、「一体感（きずな）が弱まると思う」と答えた31.5%を2倍以上の大差で上回っている。

婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するため、男女同権の理念に基づく「選択的夫婦別氏（姓）」の導入は急務といえる。以上のことから「選択的夫婦別氏（姓）」制度のあり方について、早急なる国会審議を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年5月14日

内閣総理大臣	菅	義偉	様
法務大臣	上川	陽子	様
男女共同参画担当大臣	丸川	珠代	様

福島県伊達市議会議長 高橋 一由